

第2章 社会的養護の基本

《第1節 子どもの人権(権利)擁護と社会的養護》

- 1 社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。
- 2 「児童の権利に関する条約」は、子どもが自由に自己の意見を表明する権利を認めており、子どもの意見は、大人の意見と同等に考慮されるものとしている。
- 3 「児童の権利に関する条約」は、子どもは家庭で養育されるべきであるとしており、子どもが施設で生活することを認めていない。
- 4 「児童の権利に関する条約」は、子どもは保護される受身の存在とする子ども観とは異なる、子ども自身が権利の主体者であるとする子ども観を示した。
- 5 「児童福祉法」では、全て児童は、「児童憲章」の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することが規定されている。

- 6 国及び地方公共団体は、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては、原則として、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 7 児童養護施設においては、必ず権利ノートを使用して、施設生活の中で守られる権利について随時わかりやすく説明する。

《第2節 社会的養護の基本原則》

- 1 社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、施設養護であっても、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。
- 2 子ども期のすべては、その年齢に応じた発達課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障をめざして行われる。

- 22 児童発達支援とは、障害児につき、福祉型障害児入所施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の便宜を供与し、又はこれに併せて福祉型障害児入所施設において治療を行うことをいう。
- 23 放課後等デイサービスとは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- 24 居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずる状態にある障害児であって、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与することをいう。
- 25 保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

第4章 社会的養護の内容

《第1節 社会的養護の実際》

- 1 児童養護施設においては、秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、さまざまな生活技術が習得できるよう養育・支援する。
- 2 児童養護施設においては、でき得る限り個人所有の物をなくし、他児との共有とする。
- 3 児童養護施設における住生活については、小学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保する。
- 4 乳児院における養育・支援の基本として、日常の養育において「担当養育制」を行い、特別な配慮が必要な場合を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とする。
- 5 児童心理治療施設における衣生活については、発達段階や好みを考慮して、常に大人が子どもの衣服を購入するようにする。
- 6 児童心理治療施設において、子どもがパニックなどで自傷や他害を引き起こす危険度が高い場合には、その場から離すなどして、その子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもたちの安全を図る。

第5章 社会的養護の現状と課題

《第1節 児童養護施設入所児童等調査結果》

- 1 児童の現在の平均年齢は、児童養護施設に入所している児童よりも、里親に委託されている児童のほうが高い。
- 2 児童の入所経路は、児童自立支援施設に入所している児童では、「家庭裁判所から」が最も多い。
- 3 養護問題発生理由は、里親に委託されている児童では、「母の精神疾患等」が最も多い。
- 4 里親申込みの動機は、「養子を得たいため」、「子どもを育てたいから」、「児童福祉への理解から」のうち、「養子を得たいため」が最も多い。
- 5 母子生活支援施設への入所理由では、「配偶者からの暴力」が最も多い。